

岩手県告示第20号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成24年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 大船渡市三陸町吉浜地内から釜石市甲子町地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 平成23年12月21日から平成24年3月30日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 釜石市新町地内から甲子町地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 平成23年12月8日から平成24年3月30日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（釜石西部地区路線測量）
- 3（1） 公共測量を実施する地域 陸前高田市気仙町福伏地内から竹駒町相川地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年1月10日から同年3月30日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）